北海道こども施策審議会 傍聴要領

- 1 傍聴する場合の手続
 - (1) <u>北海道こども施策審議会(部会を含む。以下同じ。)</u>の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、<u>北海道こども施策審議会会長</u>の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
 - (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 2 傍聴するに当たって守るべき事項 傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってくだ さい。
 - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により 賛成、反対の意向等を表明することはできません。
 - (2) 会議において、飲食などはできません。
 - (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、<u>北</u> <u>海道こども施策審議会会長</u>が認めた場合は、この限りではありませ ん。
 - (4) 審議の途中、会議を公開することにより議事運営に著しい支障が 生じることとなった場合は、北海道こども施策審議会の決定により、 その後の会議を非公開とすることがあります。その場合は退場をお 願いすることとなりますので、あらかじめご了承願います。
 - (5) その他会議開催中の秩序を乱し、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。 おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、 なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。